

○ 関税法施行令（昭和二十九年政令第五百十号）

関税法施行令の一部を改正する政令（案）新旧対照条文

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（輸出してはならない貨物に係る認定手続） 第六十二条の二（省 略）</p> <p>2 （省 略）</p> <p>3 法第六十九条の三第一項及び第二項の規定による権利者に対する通知は、次に掲げる事項を記載した書面で行わなければならない。</p> <p>一 一三 （省 略）</p> <p>四 疑義貨物（法第六十九条の二第一項第四号に掲げる貨物に係る認定手続に係るものに限る。）に係る商品等表示、商品の形態又は技術的制限手段（不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）は技術的制限手段（不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）<u>第二条第一項第一号から第三号まで、第十一号又は第十二号（定義）</u>に規定する商品等表示、商品の形態又は技術的制限手段であつて、不正競争差止請求権者に係るものをいう。次条第二号において同じ。）の内容</p> <p>五 九 （省 略）</p> <p>4・5 （省 略）</p> <p>（輸入してはならない貨物に係る認定手続） 第六十二条の十六（省 略）</p> <p>2 （省 略）</p> <p>3 法第六十九条の十二第一項及び第二項の規定による権利者に対す</p>	<p>（輸出してはならない貨物に係る認定手続） 第六十二条の二 同 上</p> <p>2 同 上</p> <p>3 同 上</p> <p>一 一三 同 上</p> <p>四 疑義貨物（法第六十九条の二第一項第四号に掲げる貨物に係る認定手続に係るものに限る。）に係る商品等表示、商品の形態又は技術的制限手段（不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）は技術的制限手段（不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）<u>第二条第一項第一号から第三号まで、第十号又は第十一号（定義）</u>に規定する商品等表示、商品の形態又は技術的制限手段であつて、不正競争差止請求権者に係るものをいう。次条第二号において同じ。）の内容</p> <p>五 九 同 上</p> <p>4・5 同 上</p> <p>（輸入してはならない貨物に係る認定手続） 第六十二条の十六 同 上</p> <p>2 同 上</p> <p>3 同 上</p>

<p>4 5 6 (省 略)</p>	<p>る通知は、次に掲げる事項を記載した書面で行わなければならない。</p> <p>一 三 (省 略)</p> <p>四 疑義貨物（法第六十九条の十一第一項第十号に掲げる貨物に係る認定手続に係るものに限る。）に係る商品等表示、商品の形態又は技術的制限手段（不正競争防止法第二条第一項第一号から第三号まで、第十一号又は第十二号（定義）に規定する商品等表示、商品の形態又は技術的制限手段であつて、不正競争差止請求権者に係るものをいう。次条第二号において同じ。）の内容</p> <p>五 九 (省 略)</p>
<p>4 5 6 同 上</p>	<p>一 三 同 上</p> <p>四 疑義貨物（法第六十九条の十一第一項第十号に掲げる貨物に係る認定手続に係るものに限る。）に係る商品等表示、商品の形態又は技術的制限手段（不正競争防止法第二条第一項第一号から第三号まで、第十号又は第十一号（定義）に規定する商品等表示、商品の形態又は技術的制限手段であつて、不正競争差止請求権者に係るものをいう。次条第二号において同じ。）の内容</p> <p>五 九 同 上</p>